

(様式10)

募集要項等に関する質問に対する回答  
令和5年11月8日

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	要求水準書	6	2章	2.3	2.3.2	1)		表 2-3 市業務概要一覧	撤去工事における周辺住民対応で、市の業務範囲が備考欄に明示されていますが、「工事に関する近隣住民等から説明要求・苦情に対して必要に応じて対応。（1次窓口は事業者）」となっています。工事に着手以降は事業者が1次窓口となり市と共に周辺住民対応を行う旨の理解でよろしいですか。	ご理解の通りです。	
2	要求水準書	10	3章	3.2	3.2.1			関連法令	関連法令に「土壌汚染対策法」「大阪府生活環境の保全等に関する条例」がありますが、今回事業における法・条例に基づく土壌汚染に係る形質変更届、土地の利用履歴等調査は、事前に貴市側で実施し、本更新事業の業務には含まれない。と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、本事業の設計業務による図面類（形質変更の予定範囲等を示すもの）の提供は事業者に依頼することがあります。	
3	要求水準書	10	3章	3.2	3.2.1			関連法令	関連法令に「ダイオキシン類対策特別措置法」等の記載がありますが、対象は別途工事の焼却施設であり、本更新事業範囲には、ダイオキシン類特措法の対象施設は無い。と考えてよろしいでしょうか。	現時点では対象施設は無いと考えていますが、事業着手後の事業者による調査等により対策が必要となった場合は要協議とします。	
4	要求水準書	16 17	3章	3.2 3.3	3.2.3 3.3.1			表 3-6 各種申請・届出の名称と提出先 2) 業務の範囲	区分「建築物・工作物」では必要な申請・届出として「計画通知」がございますが、これは守口市が建築主事を置く特定行政庁であるため「建築確認申請」ではなく「計画通知」になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、本事業では構造計算適合判定は必要ない施設との理解でよろしいでしょうか。	前段：ご理解の通りです。 後段：事業者の提案による構造計画により必要となる場合は、構造計算適合性判定が必要となります。	
5	要求水準書	16	3章	3.3	3.3.1	1)		業務の対象	本事業の入札時の提案に基づく設計図書の取り扱いについては、落札後に市の確認を受け確認の結果を反映したものが「基本設計図書」となり、デザインビルドの契約図書の取り扱いになるとの理解でよろしいでしょうか。 また、デザインビルド上の設計業務における基本設計の業務内容は、上記の市確認協議と確認内容の契約設計図書への反映作業捉えてよろしいでしょうか。	前段：本事業のプロポーザルの提案に基づく設計図書の取り扱いについては、契約締結後に市の確認を受けて確認の結果を反映したものが基本設計図書となります。 後段：デザインビルド上の設計業務における基本設計の業務内容は、上記の市確認協議と確認内容の基本設計図書への反映作業となります。	
6	要求水準書	19	3章	3.3	3.3.2	2)		業務の範囲	「仮設、施工方法等、工事を行うために必要な一切の業務手段については、事業者が自己の責任において行うものとする」とは任意仮設の考え方でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
7	要求水準書	19	3章	3.3	3.3.2	2)		業務の範囲	「事業者は、市が発注した、その他の工事との調整を率先して行い、その他の工事の円滑な施工に協力」にある「その他の工事」について具体的にご教示願います。	工事期間中に発生する守口処理場等における設備更新工事などを想定しています。	
10	要求水準書	20	3章	3.3	3.3.2	5)②		【完成検査】 (エ) 契約変更	「(エ)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を市と締結していること」とありますが、本日質問書No3の通り、入札時の提案図面に市の確認事項を反映した「基本設計図書」が契約図面とした場合、その後の実施設計業務で市の要望を反映し、実施設計図書を作成した後、増減確認を行い第1回目の変更契約となり、その後、実施設計図書を基に建設業務を行う中で生じた変更内容についても2回目以降の増減の変更契約対象となると考えてよろしいでしょうか？（解体数量の確定等都度、増減変更の状況が生じた時点で変更契約対象となるとの理解）	設計・工事請負契約書（案）第24条に従い、契約金額の変更を行うものとします。	
11	要求水準書	21	3章	3.3	3.3.2	5)④		【完成検査】 (エ) 契約変更	「市が修補の必要があると認め、期限を定めて修補の指示を行う場合、事業者はこれに応ずるものとし、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書に規定する期間に含めないものとする」とありますが、修補期間は契約工事期間に含めないとの理解でよろしいですか。	設計・工事請負契約書（案）第31条第2項に規定する期間に含めないものです。	
12	要求水準書	21	3章	3.3	3.3.2	6)		施工時間について	「施工時間について夜間、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」（昭和23年法律第178号）に規定する休日に工事を行おうとする場合は、市と事前に協議すること」とあります。建設業は令和6年4月からの労働基準法改正により、建設現場における4週8休を含む時間外労働規制が適用されますので、法規制の範囲内での協議となりますことをご留意願います。	ご意見として伺います。	
13	要求水準書	22	3章	3.3	3.3.2	12)		近隣対策	合理的な範囲の近隣対策と記載されていますが、具体的にどの程度の範囲で考えられていますでしょうか。また、工事計画に伴う近隣に対する周知範囲も同様に具体的な範囲を考えられていますでしょうか。	一般的な公共工事と同様と考えています。具体的な内容については優先交渉権者選定基準にて提案を求めています。	
14	要求水準書	30	4章	4.2	4.2.1			沈砂池ポンプ棟として確保すべき機能	新設ポンプ場の構築位置は、要求水準を満足すれば施設内のどこでも問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。既存施設の改築更新も考慮した配置とすることを提案としては期待します。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
15	要求水準書	30	4章	4.2	4.2.1	5)		沈砂池ポンプ棟として確保すべき機能	既設圧送管へ配管する上で管内には、汚泥がないと考えてよろしいでしょうか。また、汚泥が確認された際は協議対象として考えてよろしいでしょうか。	既設圧送管の管内汚水（汚泥）の引き抜き方法の検討・設計と場内指定場所までの搬出に関しては本事業に含まず。処分が必要となった場合は市にて処分します。	
16	要求水準書	30	4章	4.2	4.2.1	7)、8)		沈砂池ポンプ棟として確保すべき機能	既設放流渠内に汚泥がないと考えてよろしいでしょうか。また、汚泥が確認された際は協議対象として考えてよろしいでしょうか。	設計条件としては堆積物なしとします。事業着手後に堆積物が確認された場合は協議対象とします。	
17	要求水準書	30	4章	4.2	4.2.1	7)		土木構造物	既設放流渠の管更生と記載されていますが、既設放流渠の大きさ、延長及び管更生施工時における最小流量をご教示して頂けないでしょうか。	既設放流渠の図面は、参考資料の02既設図面¥03守口処理場¥場内埋設管・流入管・放流管の中の守口処理場改築工事(その6) 出来形図をご参照ください。 管更生施工時における流量は、参考資料の03調査図書¥05守口処理場運転実績から、処理水量実績を考慮して設定願います。	
18	要求水準書	30	4章	4.2	4.2.1	7)		土木構造物	既設放流渠の管更生と記載されていますが、既設放流渠の耐震診断を実施する必要はないでしょうか。耐震診断の結果、必要となった場合耐震補強は設計変更協議として考えてよろしいでしょうか。	本事業で既設放流渠の管更生工事を行う場合は、更生管（複合管）として有すべき耐震性を確保してください。	
19	要求水準書	31	4章	4.2	4.2.1	16)		沈砂池ポンプ棟として確保すべき機能	既設ポンプ場について、貴市が実施しているアスベスト調査とダイオキシン調査に関する資料は、配布資料に示すとおりであると記載されていますが、募集要項(案)10項 第3章 5公募手続等 イ参考資料の貸与申込に詳細が記載されていますでしょうか。	参考資料の03調査図書¥03寺方ポンプ場アスベスト調査を参照してください。	
20	要求水準書	32	4章	4.3	4.3.2	1)		事前調査	新設ポンプ場構築時、土壌内に汚泥処理棟及び焼却施設施工に伴う杭が存置されていた際は、協議でよろしいでしょうか。また、掘削に伴い当時の廃棄物等が出現した際も協議という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
21	要求水準書	32	4章	4.3	4.3.2	1)		事前調査	貴市施設内には、多くの埋設管があり、工事に伴う試掘調査を何回考えられているかご教示いただけないでしょうか。	試掘調査の回数は参考資料の情報に基づき、応募者にて設定してください。 なお、既設寺方ポンプ場の流入管（位置・深さ）を示す竣工図が残っていないため、少なくとも当該流入管を確認するための試掘は必要と考えています。	
22	要求水準書	32	4章	4.3	4.3.3	1)		土木構造物	本事業の上限価格を設定する上で、土木構造物の図面、施設、数量表を開示して頂けないでしょうか。	本事業は設計・施工一括発注のため、実施設計後の数量表・図面は作成していません。 なお、参考情報として市が事前に検討した検討書と図面を、参考資料の01計画書¥04基本設計図書に収録しています。	
23	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.3	11)		土木構造物	躯体の劣化対策と記載されていますが、ポンプ場躯体全てが抵触すると考えられます。範囲が明確でないため、想定された範囲をご教示して頂けないでしょうか。	下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル(日本下水道事業団)に基づき範囲を設定してください。	
24	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.4	1)		場内管路施設、流入渠及び放流渠	本事業の上限価格を設定する上で、構造物の図面、施設、数量表を開示して頂けないでしょうか。	回答No22を参照してください。	
25	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.4	1)		場内管路施設、流入渠及び放流渠	流入管は、29項に図示する管渠と理解しますが、受注後法線等変更が可能でしょうか。また、当初積算に伴う延長、高さ等開示して頂けないでしょうか。	前段：事業者の提案により変更可能です。 後段：回答No22を参照してください。	
26	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.4	3)		場内管路施設、流入渠及び放流渠	汚水圧送管は、必要送水能力を満足すれば、仕様は受注後選定しても問題ないと理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（特に4.3.4 3)と5)）の内容を踏まえて仕様選定のうえ提案願います。仕様選定の考え方は、様式Ⅱ-2-18に記載お願いします。 契約締結後に仕様見直しを行う場合は、見直し理由を踏まえた協議とします。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
27	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.5	1)		場内整備	本事業の上限価格を設定する上で、場内整備の図面（道路、道路側溝、付帯設備）、数量表を開示して頂けないでしょうか。	回答No22を参照してください。	
28	要求水準書	33	4章	4.3	4.3.5	1)		場内整備	幅員幅が交付金対象範囲を超過する場合と記載されていますが、交付金対象の幅をご教示して頂けないでしょうか。また、交付金対象における工事費は控除と考えてよろしいでしょうか。	前段：「下水道事業の手引 令和5年版 日本水道新聞社」を確認してください。 後段：交付金対象における工事費は、交付金対象工事費に国が定めた補助率を乗じた額を、国から市へ交付金として交付されるものです。	
29	要求水準書	34	4章	4.4				建築施設に関する要件	本事業の上限価格を設定する上で、建築物（構造計画、仕上計画、機械設備計画、電気設備計画）の図面、数量表を開示して頂けないでしょうか。	回答No22を参照してください。	
30	要求水準書	34	4章	4.3	4.3.6	4)		建設発生土	発生残土の搬出先が決定されていますが、貴市より事業者へ指示を行い必要に応じ設計変更と記載されています。想定される発生残土の処分数量を開示して頂けないでしょうか。	事業者の提案内容により発生残土量は異なると考えます。	
31	要求水準書	34	4章	4.3	4.3.6	4)		建設発生土	掘削土を場内に仮置きする場合は、別紙-5に示す施工ヤード内の掘削土留壁背面以外であれば問題ないでしょうか。（例えば、大阪府地下河川立坑付近）また、施工ヤードに限りがあるため、仮置きが不可能となった場合、施工箇所付近の世木公園の万能堀で囲われた箇所がありますが使用してもよろしいでしょうか。	前段：要求水準書4.9.4 2)に示すとおりです。大阪府地下河川立坑の竣工図と構造計算書を参考資料の追加資料として貸与します。 後段：世木公園のうち市が指定する箇所の使用は可能ですが、使用にあたっては前段の回答と同様です。指定場所を参考資料の追加資料として貸与します。	
32	要求水準書	34	4章	4.3	4.3.6	4)		建設発生土	地山の掘削に伴って搬出されるもののうち、建設汚泥を除く土砂は、本工事の埋戻し材料として再利用を図るとあるが、発生土の状況を確認し、埋戻し材料として不適切だと判断された場合、埋戻し材料購入等による金額変更を伴う設計変更との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
33	要求水準書	37	4章	4.4	4.4.8	1)		仕上計画	仕上げ材は、交付金対象基準内の仕上げ材と記載されていますが、どのような仕上げ材をご教示して頂けないでしょうか。また、交付金対象基準内の仕上げ材を使用すると工事費の積み上げとして控除されるのでしょうか。	回答No28を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
34	要求水準書	50	4章	4.7				試験及び総合試験 運転	ポンプ場における水張試験及び圧送管配管に伴う管路水圧試験等に伴う水は、貴市より頂けると理解しましたが、貴市が指定する量を超えない範囲は無償とする量はどの程度想定しているかご教示願います。	塩素混和池通過前の処理水を1日当たり20,000m <sup>3</sup> 迄を提供可能です。但し、処理水の取水箇所での揚水設備や配管は事業者側で手配とします。	
35	要求水準書	52	4章	4.9	4.9.1			一般事項	下記の所有者に処理責任のある不要品については、工事範囲外として貴市にて撤去・処分していただけたと考えてよろしいでしょうか。 ・什器・備品・引越ゴミ及びテレビ・洗濯機・冷蔵庫・家電エアコン等の家電リサイクル品の処分 ・燃料や薬品類 ・PCB含有機器	本事業の撤去対象範囲において残置されているものであれば、ご理解の通りです。	
36	要求水準書	52	4章	4.9	4.9.1			一般事項	既設ポンプ場内の水、汚泥、沈砂、し渣については、ポンプ場撤去前に貴市にて移送、抜き取り、清掃、消毒等実施していただけたと考えてよろしいでしょうか。	既設ポンプ場の撤去前に、市にて、汚水、汚泥、沈砂、し渣、重油を撤去します。水槽部は高圧水にて洗浄します。	
37	要求水準書	52	4章	4.9	4.9.1			一般事項	本事業の上限価格を設定する上で、表4-4.杭数量の出典に記載された図面等構造物撤去に伴う図面、アスベスト位置、数量表を開示して頂けないでしょうか。	表4-4の出典に記載された図書は、参考資料の01計画書¥03耐震診断報告書を参照してください。  アスベストの既存調査資料は、回答No19を参照してください。	
38	要求水準書	53	4章	4.9	4.9.3	1)		既設ポンプ場撤去	既設ポンプ場の大きさ(コンクリート数量等)、アスベスト位置・数量、施設の数量における開示をして頂けますでしょうか。	コンクリート数量の情報は参考資料の02既設図面¥01寺方ポンプ場¥躯体数量資料に収録していますが、こちらは現時点の参考としてください。既設図書を再調査していますので、本応募に使用いただくコンクリート数量と図面を参考資料の追加資料として貸与します。アスベストの既存調査資料は回答No19を参照してください。	
40	要求水準書	53	4章	4.9	4.9.3	8)		既設ポンプ場撤去	既設ポンプ場撤去に伴い機能を喪失する汚水圧送管、放流渠やその他の埋設配管、配線類の大きさ、延長、数量等の開示はいつ頃ご教示して頂けるのでしょうか。	参考資料の02既設図面¥02撤去対象場内配管ケーブル類を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
41	要求水準書	53	4章	4.9	4.9.3	8)		既設ポンプ場撤去	事前調査でアスベスト調査、ダイオキシン調査とありますが、現状想定される項目として1階屋根に使用されているスレート波板の1m2分（アスベスト）のみを考慮しています。そのため、想定以外の数量については、調査後に数量確定後変更という理解でよろしいでしょうか。 また、『大幅な数量増減等が発生した場合は、市と協議すること』と記載がありますが、大幅な数量増減を具体的な数値や割合でご提示いただけないでしょうか。	前段：アスベスト調査後の数量確定後変更の理解で良いです。 後段：市と事業者の協議により、軽微なものかそうでないかを決定し、軽微でないとした場合に変更対象とします。	
42	要求水準書	53	4章	4.9	4.9.3	6)		測定・分析	工事に係る測定・分析でダイオキシン類濃度及び重金属類等の項目の記載がありますが、ポンプ場解体工事において、それらの分析を要する対象物があるのでしょうか。どのような建材等を想定されておられるかご教授願います。	現時点での想定はありません。本項は、本事業開始後にダイオキシン類濃度及び重金属類等の測定分析が必要となった場合の規定となります。	
43	要求水準書	54	4章	4.9	4.9.3	8)		既設ポンプ場撤去	グーグルで施設を確認した際、場内の放流橋上に覆工板を確認しましたが、撤去については受注者にて処分という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
44	要求水準書	54	4章	4.9	4.9.3	8)		既設ポンプ場撤去	放流渠の撤去に際して西三荘雨水幹線への吐口部を閉塞し、止水対策を図ると記載されていますが、西三荘雨水幹線際で止水対策を実施するリスクとして止水対策施工にの作業員や施工後の仮設物が西三荘雨水幹線側に張出すため、雨水幹線増水時仮設物の流出や作業員の安全を確保する観点から西三荘雨水幹線と放流渠の交点より3m程度施設側にて止水対策を行うことは可能でしょうか。	既設放流渠の一部が残存することは認められないため、既設放流渠と西三荘雨水幹線の交点部分での止水対策としてください。 安全対策の観点からどうしても施工困難となるか否かについては、契約後の協議とします。	
45	要求水準書	55	4章	4.9	4.9.4			仮設物	本事業の上限価格を設定する上で、新設ポンプ場、既設ポンプ場他の基となった図面及び設計計算書、数量を開示して頂けないでしょうか。	回答No22を参照してください。	
46	要求水準書	55	4章	4.9	4.9.4	2)		既存施設への影響	近接影響を検討するにあたり、守口処理場や大阪府地下河川立坑等の既存施設の構造図面等を貸与いただくことは可能でしょうか。	守口処理場は、参考資料の02既設図面¥03守口処理場を参照してください。 大阪府地下河川立坑は、回答No31前段の回答を参照してください。	



様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
47	要求水準書	55	4章	4.9	4.9.4	3)		仮設物	本事業の上限価格を設定する上で廃棄物撤去に伴う二重仕切構造の仮設物の図面及び数量表を開示して頂けないでしょうか。	回答No22を参照してください。	
48	要求水準書	55	4章	4.9	4.9.4	3)		仮設物	設備解体時の区画内部の負圧や開口部の二重仕切構造等の記載がありますが、何を除去する場面を想定されておられるのでしょうか。飛散性アスベスト建材除去時でしょうか。	事業着手後のアスベスト調査の結果、飛散性アスベスト建材除去等が必要となった場合を想定しています。	
49	要求水準書	55	4章	4.9	4.9.4	6)	④	仮設物	管理区域内の密閉養生空間とありますが、管理区域とは何を除去するための管理区域を想定されておられるのでしょうか。飛散性アスベスト建材除去時でしょうか。	回答No48を参照してください。	
50	要求水準書	56	4章	4.9	4.9.6	1)	③	廃棄物の保管処理、処分	鋼材、鉄骨等は所定の仮置き場に搬出と記載されていますが、想定されている位置をご教示して頂けないでしょうか。	要求水準書別紙5のとおりとし、詳細は監督員と協議とします。	
51	要求水準書 (案)	4	2章	2.2	表2-2			事業範囲	表2-2※2に「アスベスト調査により含有を要確認。含有の有の場合対策工必要。」と記載がありますが、調査は本事業範囲内でしょうか。また、調査の結果、含有有の対策工事、除去工事が必要となった場合は、別途設計変更されるということで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
52	要求水準書 (案)	4	2章	2.2	-	-	表2-2	事業範囲	既設寺方ポンプ場の撤去機器について、PCB、アスベスト、水銀などの特別管理物に関する事前調査はされているでしょうか。調査結果があればご提示願います。調査結果がない場合、調査は本事業の範囲内と考えて宜しいでしょうか。	前段：PCBは、市にて撤去済です。アスベストは、参考資料の03調査図書Y03寺方ポンプ場アスベスト調査を参照してください。水銀の事前調査は実施していません。 後段：お考えの通りです。	
53	要求水準書 (案)	4	2章	2.2	-	-	表2-2	事業範囲	既設寺方ポンプ場の撤去機器について、PCB、アスベスト、水銀などの特別管理物が想定される検体費は本事業範囲内、処置費は本事業範囲外と考えて宜しいでしょうか。	検体費を調査費とし、処置費を対策費とするのであれば、お考えの通りです。但し、対策費（処置費）が必要となった場合は、協議により変更の対象とします。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
54	要求水準書 (案)	5	2章	2.2	図2-1			概略施工順序について	「①汚泥処理施設・中級処理場残地杭撤去（別工事）」施工後に「②新設ポンプ棟建設」を行う計画となっておりますが、万が一、①別工事の工程遅れ等影響で本事業が遅延した場合は、市の帰責事由として本事業は適切に契約変更されるという理解で宜しいでしょうか。	実施方針への回答No4を参照願います。	
57	要求水準書 (案)	22	3章	3.3	3.3.2	11)		保険について	建設工事保険、組立保険または土木工事保険、第三者賠償責任保険、火災保険、労災保険等に加入すること。とありますが、本事業は乙型JVであり、各種保険の加入はJVでなく、各社の加入手続きでもよろしいでしょうか。また、各社の保険加入に際して、工事個別でなく、各社が包括的に加入している保険で付保される場合は、個別での加入は不要との理解でよろしいでしょうか。	本事業に係る事故等が補償される保険に加入して下さい。	
58	要求水準書 (案)	26	3章	3.3	3.3.8			維持管理マニュアルの策定・指導	「市が指定する期日までに維持管理（運転管理・保全管理）マニュアルを策定し、一」とありますが、指定する期日はどの段階で明示されるのでしょうか。	指定する期日を明示する時期については、契約締結後の工事工程確定後に市にて検討します。	
60	要求水準書 (案)	48	4章	4.6	4.6.2	6)		受変電設備	「既設受変電設備の機能増設が必要となる場合は、既設ポンプ場と新設ポンプ棟へ高圧配電出できる仮設受変電設備を設置すること。」と記載されていますが、どのような機能増設が発生した場合に、上記仮設受変電設備を用意する必要があるのか、条件が不明確です。仮設が必要な条件を明確にご提示願います。また、発生する既設受変電設備の機能増設は全て別途工事との認識でよろしいでしょうか。	処理場を含めた全停電が必要となる機能増設が必要となる場合とします。既設受変電設備の機能増設は別途工事とします。	
61	要求水準書 (案)	48	4章	4.6	4.6.2			受変電設備	新ポンプ棟受電点の短絡電流値を計算するため、守口処理場側高圧受電点の短絡電流値が分かる資料（関西電力殿が発行した最新版）をご提示ください。	短絡電流値が分かる資料を参考資料の追加資料として貸与します。	
62	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.5	2	-	動力制御盤	「運転制御は動力制御盤方式」と指定されていますが、電気室での運転操作を想定されていなければ、CC・RV盤方式等、事業者提案とすることは可能でしょうか。	ポンプが単独（補機含む）で運転できるように制御回路を構築してください。	
63	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.7	5	-	中央監視設備	「監視制御設備がダウン時、現場にて運転操作可」とありますが、現場での単独・連動運転が出来ればよいと考えてよろしいでしょうか。	回答No62を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
64	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.5	2	-	動力制御盤	「運転制御は動力制御盤方式」と指定されていますが、電気室での運転操作を想定されていますか？想定がない場合、動力制御盤面の操作スイッチはなし、状態・故障の監視ができれば良いでしょうか。	電気室での操作は考えていません。	
65	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.7	8	-	中央監視設備	「汚水・雨水ポンプが円滑に起動・運転できるように計装制御ループを構築すること」とありますが、例えばどのような状況を懸念されての記載でしょうか。	ポンプへの影響等を考慮した制御とします。	
67	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.7	9	-	中央監視設備	「B系処理場データロガー室の監視制御装置でも監視できるようにする」と記載があります。B系処理場データロガー室の監視制御装置の機能増設は本事業の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
68	要求水準書 (案)	49	4章	4.6	4.6.5	2)			「運転制御」は、動力制御盤方式とすると記載がありますが、機器の操作について、動力制御盤(電気室設置)で行える必要はあるでしょうか。	電気室での操作は不要とします。	
69	要求水準書 (案)	50	4章	4.6	4.6.8	2	-	電気工事	自家発電棟、揚水ポンプ井、寺方立坑遮断ゲート盤に配電することと記載があります。受変電設備容量計算のため、それぞれの単線結線図（負荷容量が分かるもの）をご提示下さい。	寺方立坑遮断ゲート盤： 5.5kW 自家発電棟建築動力：16kW 揚水ポンプ井建築動力：16kW 自家発電棟建築照明： 8.7kVA 揚水ポンプ井建築照明： 2.5kVA 揚水ポンプ井揚水ポンプ： 22kW	
70	要求水準書 (案)	1	1章	1.2			(1)	基本設計図書	「提案書類に基づいて作成した設計図書」とありますが、基本設計図書の内容は、提案書類（技術提案書様式Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び施設計画図面集）で記載した内容をまとめ直す程度との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。まとめ直しに際しては、検討書と図面の構成とし、検討書は章立てして、検討書と図面内での相互参照先が分かるようにしてください。	
73	要求水準書 (案)	4	2	2.2				表2-2 事業範囲(設計・建設)	沈砂池ポンプ棟の機械・電気の撤去工事に於いて、『※2アスベスト調査により含有を要確認。含有有の場合対策工必要』とありますが、現時点では数量が不明なため、想定数量で提案金額を提示し、想定以上が含有していた場合は別途変更協議という事でよろしいでしょうか	回答No51（質問含む）を参照してください。	
74	要求水準書 (案)	6	2章	2.3	2.3.1			事業内容	「汚泥処理施設及び既設ポンプ場の撤去」とありますが、汚泥処理施設の撤去は本事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。要求水準書の記載を修正します。	要求水準書：p6 2.3.1事業内容の記載を修正。

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
75	要求水準書 (案)	6	第2	2.3	2.3.2	2)		周辺住民対応	「工事に関する近隣住民等から説明要求・苦情に対して必要に応じて対応（1次窓口は事業者）」は、工事現場で近隣住民からの苦情を聞き取り、貴市にご報告、貴市により住民対応をいただくという理解でよろしいでしょうか？	事業者が1次窓口となり市と共に周辺住民対応を行うことを意味します。回答No1参照（質問含む）を参照してください。	
76	要求水準書 (案)	9	3章	3.2				関係法令及び基準・仕様等	「各作業に着手する時点で、・・・改訂または新設状況を確認し、遵守すること」とありますが、改訂や新設内容を遵守することで提案時と比べて設計業務及び工事の工期延長や費用増額が生じる場合には、契約変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	協議の対象となります。	
77	要求水準書 (案)	17	3章	3.3	3.3.1	3)		適用基準	「設計時点において最新版を用いるものとし、・・・改定内容への対応等について協議を行う」とありますが、改定内容への対応等により設計工期の延長や設計費用の増額が生じる場合には、契約変更の対象になるとの理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に記載の通りです。	
78	要求水準書 (案)	19	3章	3.3	3.3.2	2)		現場事務所	現場事務所の用地は、守口処理場内に無償で貸与していただけたとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
83	要求水準書 (案)	26	第2	3.3	3.3.1 0	10	1)②	近隣住民対応等	2-2表で「1次窓口は事業者」と記載。ここでは「…、直ちに誠意をもって対応すること」とございます。この「対応」は「誠意をもって近隣住民の苦情を聞き取り、貴市にご報告する」という理解でよろしいでしょうか？	回答No75を参照してください。	
84	要求水準書 (案)	26	3章	3.3	3.3.1 0	1)	②	近隣住民対応	近隣住民等からの説明要求又は苦情があった場合は、直ちに対応することとあります。緊急を要する対応については市へ事前に報告することなく対応し、市へは事後報告でも構わないでしょうか。	事後報告とすべき事項が現時点では想定困難なため、契約後の協議により事後報告とすべき事項の有無と内容を調整します。	
85	要求水準書 (案)	30	4	4.2	4.2.1	5)		汚水ポンプ圧送管	「既設ポンプ場から水処理施設への既設圧送管の平面・断面図を別紙2に示す（詳細は配布資料の竣工図を参照）。」とあります。貸与いただく参考資料に含まれますでしょうか？	参考資料の03守口処理場Y場内埋設管・流入管・放流管を参照してください。	
86	要求水準書 (案)	30	4	4.2	4.2.1	5)		汚水ポンプ吐出水位	汚水の吐出先となる分配槽の計画水位をご教授願います。	参考資料の03守口処理場YA系水処理施設の水位関係図_守口処理場の図面番号6-2の分配槽流入部の水位をご確認ください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
87	要求水準書 (案)	30	4章	4.2	4.2.1	5)		配布資料	要求水準書（案）内に記載されている「配布資料」（記載個所が複数あります）とは、募集要項（案）p10に記載の「参考資料」のことでしょうか。	要求水準書（案）に記載されている配布資料は参考資料のことです。	
88	要求水準書 (案)	31	4章	4.2	4.2.1	14)		場内道路	「新設ポンプ棟の周囲に場内道路を配置すること」とありますが、p5の図2-1概略施工順序④完了の図では新設ポンプ棟の南側に道路がありません。新設ポンプ棟の南側にも場内道路（新設ポンプ棟を周回できる場内道路）が必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
90	要求水準書 (案)	31	4章	4.2	4.2.2	2)		浸水	「守口処理場と寺方ポンプ場において、内水、津波、高潮、洪水による浸水なしを確認している」「国土交通省淀川河川事務所による・・・新設ポンプ棟近傍の浸水なしである」とあります。このことは、本事業では浸水対策が不要との解釈で宜しいでしょうか。	本事業では、内水、津波、高潮、洪水による浸水なしのため、これらによる耐水化対策は不要となります。	
91	要求水準書 (案)	31	4	4.2	4.2.2	2)		浸水	「外水氾濫や内水氾濫による浸水により新設ポンプ棟の揚水機能が喪失しないよう、耐水化を考慮すること。」とありますが、具体的な浸水レベルをご教示ください。	河川氾濫や津波による浸水は無しです。降雨時に地表部表流からの浸水が生じないように配慮してください。	
92	要求水準書 (案)	34	4章	4.3	4.3.6	3)		監督員事務室	監督員事務室に要する費用（設置工事費、基本料金、使用料金等）の全てが事業者負担となっていますが、工事期間中に監督員が本事務所に駐在する日数（頻度）、1日の滞在時間等はどの程度でしょうか。	頻度は月1～2回程度、1日の滞在時間は最長で7～8時間程度を想定しています。	
93	要求水準書 (案)	34	4章	4.3	4.3.6	1)		現場事務所、作業員詰所、機材置場等	現場事務所、作業員詰所、機材置場等の用地は、守口処理場内に無償で貸与していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。但し、別紙5に示す範囲内とし、既存施設の維持管理に支障が生じない範囲とします。	
94	要求水準書 (案)	41	4章	4.4	4.4.1	5) 1		自動火災報知設備	「処理場受信機に発報させること」とありますが、受信機を守口処理場内に新たに設置するのでしょうか。それとも既設の受信機があり、それに警報を送るのでしょうか。後者の場合、既設受信機の改造は本事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	既設受信機への追加とします。信号の取り込みであるため、今回工事範囲とします。	
95	要求水準書 (案)	43	4章	4.5	4.5.2			沈砂・スクリーンかす設備	沈砂・し渣搬出用のトラックの大きさをご教示頂けますでしょうか。	下記となります。 沈砂運搬車：6t、全長6870mm ×高さ2070mm×幅2320mm し渣運搬車：2t、全長4540mm ×高さ3900mm×幅1800mm	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
96	要求水準書 （案）	44	4章	4.5	4.5.3	2)	①	汚水ポンプの台数	「2～5台とし、予備機1台とする」とは、常用機が2～5台で、加えて予備機を1台設置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
97	要求水準書 （案）	44	4	4.5	4.5.3	1)		既設ポンプ場の運転実績	「既設ポンプ場の運転実績等の情報は配布資料に示す。」とあります。貸与いただく参考資料に含まれますでしょうか？	参考資料の03調査図書Y04寺方ポンプ場運転実績を参照してください。	
98	要求水準書 （案）	44	4章	4.5	4.5.2	8)		沈砂・スクリーンかす設備	し尿を搬入するバキューム車の大きさをご教示頂けますでしょうか。	下記となります。 2t、全長4690mm×高さ1690mm×幅1990mm 4t、全長5450mm×高さ2070mm×2390mm	
99	要求水準書 （案）	44	4章	4.5	4.5.4	3)		用水設備	沈砂池設備への用水として利用可能な、二次処理水および三次処理水の水量をご教示頂けますでしょうか。	下記となります。 二次処理水（塩素混和池通過前）：1日当たり20,000m <sup>3</sup> 迄 三次処理水（ろ過装置通過後）：1日当たり1,500m <sup>3</sup> 迄	
100	要求水準書 （案）	45	4章	4.5	4.5.3	4)	①	雨水ポンプの台数	「2～6台とし、予備機1台とする」とは、常用機が2～6台で、加えて予備機を1台設置するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
101	要求水準書 （案）	45	4	4.5	4.5.3	4)	③	雨水ポンプ吐水量	「ポンプ1台あたりの吐出量は、ポンプ口径ごとの最大値とすること。」とありますが、台数と口径の組合せにより計画雨水量（174.0m <sup>3</sup> /分（2.900m <sup>3</sup> /秒））以上の排水能力を持つ雨水ポンプ設備とすると考えて良いでしょうか？	お考えの通りです。但し、ポンプ台数と口径の組合せが計画雨水量を必要以上に超過することがないようにする必要があります。	
102	要求水準書 （案）	47	4章	4.5	4.5.5	1)	⑧	躯体コンクリート埋込部の配管	「躯体コンクリート埋込部の配管は材質をSUS304とすること」との記載がありますが、ダクタイル鋳鉄管を用いることの多い雨水ポンプの吐出管壁貫通部もSUS304とする必要があると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
103	要求水準書 （案）	47	4章	4.5	4.5.5	1)	⑨	排水先	床排水ポンプ、及びポンプ井を排水するためのポンプの排水先として、場内汚水桝→場内污水管経由で汚水着水井（汚水沈砂池）に排水することは認められるでしょうか。	可としますが、既存施設を経由する場合は排水能力を満足する必要があります。	
104	要求水準書 （案）	49	4章	4.6	4.6.7	6)		ITVカメラ	ITVカメラ（集音マイク付）によって常時監視する範囲として、ポンプ室及び沈砂池設備のそれぞれどこまでの範囲を想定されているでしょうか。	下記6箇所を想定していますが、詳細は契約締結後の協議により決定します。 北側公園2か所、北門、汚水沈砂池、雨水沈砂池、原動機室	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
105	要求水準書 (案)	50	4章	4.7				試験及び総合試 運転	処理水について「市が指定する量を超えない範囲は無償」とありますが、具体的な量を教示願います。	回答No34を参照してください。	
106	要求水準書 (案)	53	4章	4.9	4.9.1	8)		跡地利用	既設ポンプ場の跡地利用について、現時点で想定されている利用用途があれば教示願います。	現時点では決まっていませ ん。	
107	要求水準書 (案)	55	4章	4.9	4.9.4	7)		現場事務所	撤去工事における現場事務所用地について、守口処理場内に無償で貸与していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
108	要求水準書	18	3章	3.3	3.3.1	7)	②	許可申請への対応	左記項目内で『市が所有する図書』とありますが、今回更新対象の計画敷地に存在する既存施設において全ての既設建築物の計画通知関連の資料（確認検査済証及び完了検査済証）はございますでしょうか。また、保管状況が部分的であれば、その状況をご教示いただきたい。	募集要項に対する質問回答 No58を参照してください。	
109	要求水準書	31	4章	4.2	4.2.1	10)		ポンプ場として 確保すべき機能	左記項目内で『ポンプ台数については、予備を設けるものとし、』とありますが、大容量の雨水ポンプについても予備機の確保が必須かご教示いただきたい。	下水道施設計画・設計指針と 解説2019年版（前編）（日本 下水道協会）に準拠するため、 雨水ポンプの予備機の吐出し 量は、最大能力の雨水ポン プと同一とします。	
110	要求水準書	31	4章	4.2	4.2.1	10)		ポンプ場として 確保すべき機能	左記項目内でポンプ台数については『寝屋川流域総合治水対策による下水道ポンプの運転調整への対応を勘案し、適切なポンプ台数を計画すること』とありますが、同治水対策と本ポンプ場の関連内容をご教示いただきたい。	寝屋川、第二寝屋川、恩智 川、平野川、平野川分水路、 古川および楠根川でそれぞれ 基準地点を設けられており、 基準地点の水位が運転調整を 行うべき水位に達した時に、 下水道ポンプ場の雨水放流量 の原則50%に制限するもので す。本事業で建設する沈砂池 ポンプ棟は、本計画の寺方ポ ンプ場に相当します。詳細は 大阪府の寝屋川流域水害対策 計画に関するHPを参照してく ださい。 <a href="https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kanri/neyagawakeikaku.html">https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/kanri/neyagawakeikaku.html</a>	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正	
111	要求水準書	31	4章	4.2	4.2.1	16)		ポンプ場として確保すべき機能	左記項目内で市の事前実施調査に『アスベスト調査とダイオキシン調査（周辺土壌）』と、ありますが、土壌汚染対策法に基づく必要調査の実施状況についてご教示いただきたい。	自主調査を実施済みです。令和6年度～7年度に土壌汚染対策法と大阪府条例に基づく調査と申請を行う予定です。		
112	要求水準書	3	2章	2	2			表2-1新設ポンプ棟の計画下水量	汚水ポンプ計画を行うに当たり、晴天日の「計画日平均汚水量」「計画日最大汚水量」「計画時間最大汚水量」を追記いただけないでしょうか。	実施方針に対する質問回答No30を参照してください。		
113	要求水準書	4	2章	2	2			表2-2放流渠について	既設放流渠を利用する際に、水理的な検討が必要になるため、守口処理場の水位関係図及び水理計算等を参考資料として貸与したく存じます。	回答No86を参照してください。		
114	要求水準書	7	3章					基本条件（水位条件）	水位検討（雨水・汚水）を行うに当たり、基準となる水位数値の明文化をお願いしたく存じます。なお、雨水は放流先である「西三荘雨水幹線の計画高水位」、汚水は汚水ポンプの送水先である分水槽の計画高水位の数値の明文化をお願いするものです。	西三荘雨水幹線の計画高水位は、新設ポンプ棟からの放流位置が提案内容により異なることから、応募者にて設定してください。設定に必要な条件（西三荘雨水幹線の計画水量等の資料）は参考資料の追加資料として貸与します。  分水槽の計画高水位は、回答No86を参照してください。		
115	要求水準書	7	3章	3	1	3	1)	(1) 特定工場等に対する規制基準	騒音計算等の計算に当たり、敷地境界線が記載された一般平面図が必要となるため、参考資料として貸与したく存じます。できるのであれば、正確を期すため、CADデータの貸与をお願いしたく存じます。	一般平面図のCADデータは参考資料の02既設図面Y00現況平面図CADを参照してください。 敷地境界線は01計画書Y04基本設計図書Y01検討書の電気編のp9-142をご確認ください。		
116	要求水準書	13	3章	3	2	3	2	2)	土木・建築工事（全て最新版とする）	日本下水道事業団が市販している図書として、「・下水道施設標準図（詳細）土木・建築・建築設備（機械）編（日本下水道事業団）」の記載がありますが、同様に市販図書である「建築電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団）」も基準、仕様等として適用してよろしいでしょうか。	適用して構いません。	



様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
117	要求水準書	18	3章	3 3	3 3 1	7)	②	許可申請への対応	「計画通知は守口処理場と新設ポンプ棟を一体とした敷地として扱うことに留意すること。」とあり、P32の4.3.1の5)の「守口市植さい指導基準」に準拠し植栽計画も一体で計画する必要があります。植栽に係る既申請図書を参考資料として貸与したく存じます。	植栽計画の既申請図書はありません。但し、既存の植栽に係る竣工図として、参考資料の02既設図面¥03守口処理場¥A系水処理施設の竣工図_守口処理場場内修景工事を参照してください。	
119	要求水準書	28	4章	4 1	4 1 1			表4-1計画下水量	汚水ポンプ計画を行うに当たり、晴天日の「計画日平均汚水量」「計画日最大汚水量」「計画時間最大汚水量」を追記いただけないでしょうか。	実施方針に対する質問回答No30を参照してください。	
120	要求水準書	30	4章	4 2	4 2 1	7)		既存施設への影響	既存施設への影響を確認するため、西山荘雨水幹線から守口処理場までの水位関係がわかる資料（水理計算書、水位高低図等）を参考資料として貸与したく存じます。	回答No86を参照してください。	
121	要求水準書	31	4章	4 2	4 2 1	10)		寝屋川流域総合治水対策	「寝屋川流域総合治水対策」による下水道ポンプの運転調整とあります。運転調整として制約となる具体的な数値等の開示をお願いしたいと思います。	回答No110を参照してください。	
123	要求水準書	31	4章	4 2	4 2 1	13)		合流改善計画	「市の合流改善計画に準拠した施設とすること。」とあります。合流改善計画の開示と具体的な準拠要件等を明文化していただけますようお願いしたく存じます。	参考資料の01計画書¥02合流改善計画を参照してください。	
124	要求水準書	31	4章	4 2	4 2 1	13)		管渠内貯留	「ポンプ起動水位を変更することで安全に管渠内貯留295m3を行うことができること。」とありますが、ポンプの運用、維持管理性の検討に当たり、管渠内貯留の295m3の考え方、数値根拠の開示をお願いしたいと思います。	回答No123を参照してください。	
125	要求水準書	31	4章	4 2	4 2 1	15)		土質調査資料(別紙4)	Dg層下端のDc層が軟弱(N値4~6)であるため、基礎の支持層設定が深くなる可能性があります。GL-27m以深の土質調査資料(標準貫入試験、圧密試験、粘着力等)の開示をお願いしたく存じます(近年洪積粘土層の評価が見直され、圧密沈下等の試験を十分行うことを求められています。)	GL-27m以深の土質調査資料は手配中のため、参考資料の追加資料として貸与します。	
126	要求水準書	31	4章	4 2	4 2 2	2)		浸水	要件としての文章として、1行目から5行目までは、「耐水化と浸水レベルを上回る高さを考慮すること。」と記載がありますが、5行目から9行目では、記載されている全ての確率年において、浸水なしを確認している旨の記載があります。耐水化対策として基準となる水位及び浸水レベルについて、具体的な数値の開示をお願いしたく存じます。	回答No91を参照してください。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
127	要求水準書	32	4章	4 3	4 3 1	5)		植さい	緑化率の検討は、「守口市植さい指導基準」に基づき行いますが、敷地全体の緑化率の検討を行うに当たり、既存の緑化範囲が分かる一般平面図等の開示をお願いしたく存じます。 また、既存植栽を移植する際の移植先を教えてください。	前段：回答No117を参照してください。 後段：現状として移植が必要な植栽を想定していないため、技術的対話にて既存植栽の移植を要する範囲と内容を確認したうえで回答します。	
128	要求水準書	32	4章	4 3	4 3 2	1) ~ 3)		事前調査	貸与される測量調査、土質調査、アスベスト・ダイオキシン調査の資料以外で必要と判断した事前調査は全て事業者負担で実施するものか、教えてください。 また、追加調査の定義（事業者負担）としては、貸与資料がない場合（土壌汚染調査資料、杭本数や延長、竣工図がない場合等）や貸与資料からは推察、予測できない事象に対する調査は含まないという理解でよろしいでしょうか。	前段：事業者負担で実施となります。 後段：土壌汚染調査は本市にて実施します。竣工図がない場合のうち、新設ポンプ棟の設計に必要な試掘調査等は本事業に含みます。但し、竣工図がない場合のうち、撤去対象の杭や既設ポンプ場地下躯体など現実的に実施困難な試掘調査は、本事業には含みません。 貸与資料からは推察、予測できない事象に対する調査は、ご理解の通りです。	
129	要求水準書	33	4章	4 3	4 3 5	1)		舗装構成	場内道路の線形、舗装構成の検討に必要な沈砂・し渣運搬車の仕様・規格、過年度の通行頻度（搬出量）の開示をお願いしたく存じます。	運搬車の仕様は回答No95を参照してください。通行頻度は下記のとおりです。 し渣運搬車両：2カ月に3回程度 沈砂運搬車両：年2～3回程度  なお、場内道路の検討に当たっては要求水準書4.3.5を満足するよう留意してください。	
130	要求水準書	33	4章	4 3	4 3 5	3)		場内雨水排水 (別紙6)	別紙6では、本事業で行う雨水排水計画の範囲が不明確なため、敷地全体の雨水排水計画（系統図）及び本事業の雨水排水計画範囲の開示をお願いしたく存じます。	既設雨水排水系統の竣工図を、参考資料の02既設図面¥03守口処理場¥場内埋設管・流入管・放流管に収録しています。	

様式10-3要求水準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
131	要求水準書	34	4章	4 3	4 3 5	4)		場内汚水排水 (別紙6)	別紙6では、場内汚水排水量が分からないため、汚水排水の対象施設である自家発電室、揚水ポンプ井及び急速ろ過池逆洗排水槽からの排水量の開示をお願いしたく存じます。	自家発電機室と揚水ポンプ井からの排水量は、維持管理の巡回時における手洗い使用程度です。 急速ろ過池逆洗排水槽からの排水量は1.2m <sup>3</sup> /分程度です。	
132	要求水準書	35	4章	4 4	4 4 4	5)		必要諸室	必要諸室の規模根拠として、非常時の監視室、仮眠室の使用人員の開示をお願いしたく思います（例：監視1名、機械1名、電気1名の計3名が対応する等。）。	現状の想定は下記としますが、契約後の協議により決定します。  監視室：3名 仮眠室：1名	
133	要求水準書	35	4章	4 4	4 4 4	5)		什器	棚、什器等は記載がなく、所掌が明確ではありません。貴市又は事業者の所掌範囲の開示をお願いしたく存じます。	本事業に関する完成図書保管棚と備え付け型の棚は事業者の所掌範囲とします。その他の棚、什器等は市の所掌範囲とします。	
134	要求水準書	36	4章	4 4	4 4 5	2)		断面計画（浸水しない計画）	沈砂池機械室などの機械室は「浸水しない計画とする」とありますが、会計検査上の観点も踏まえ、浸水レベル及び浸入水に対する貴市の考え方について、ご教授ください。また、4章4.2.2項2) 浸水との関係性も合わせて教えてください。	回答No91を参照してください。	
135	要求水準書	37	3章	4 4	4 4 9	6)		一般構造（塗装）	「外部」とは建物外周に面する箇所を示し、沈砂池や配管室に面した扉は「内部」と理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
136	要求水準書	38	4章	4 4	4 4 10	2)	① ア	居室の換気設備条件	「…人員算定による風量を確保する…」とあります。風量算出のための居室の使用人員の開示をお願いしたく存じます。	回答No132を参照してください。	
137	要求水準書	39	4章	4 4	4 4 10	6)		消火設備工事	「…守口市門真市消防組合火災予防条例に該当する消火設備とする。」とあります。守口市門真市消防組合のホームページ等で公開されていないと思います。この条例資料の開示をお願いしたく思います。	守口市門真市消防組合例規集HPをご参照ください。 <a href="http://www.mkfd119.jp/reiki_int/reiki_menu.html">http://www.mkfd119.jp/reiki_int/reiki_menu.html</a>	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	優先交渉権者選定基準	1		第2			③	提案審査	「③提案審査のうちの総合審査は、「守口市守口処理場沈砂池ポンプ棟・寺方ポンプ場更新事業者プロポーザル選定委員会」（以下「選定委員会」という）が実施する。選定委員会は、学識経験を有する者等で構成され、選定委員会において決定した選定基準に基づいて提案内容の審査を行い、最優秀提案者を優先交渉権者として、次点提案者を次点交渉権者として選定する。」とありますが、選定委員会メンバーの氏名・役職等の公表は可能でしょうか。もしくはメンバーの人数について公表は可能でしょうか。	募集要項の回答No45を参照してください。	
2	優先交渉権者選定基準	3		第2	3	(2)	②	総合審査	別表(7)③材料等とは、入札参加者若しくは材料メーカーが下水道事業において導入実績を確認する資料があれば評価されるのでしょうか。	お見込みの通りです。但し、左記の入札参加者とあるのを応募者とします。	
3	優先交渉権者選定基準	3		第2	3	(2)	②	総合審査	「総合審査」として「選定委員会」が審査項目ごとに別表1の「内容評価の採点基準」を基に審査・採点を行うとありますが、選定委員会の何名（複数名）のメンバーが関わり、全メンバーの平均点を採用するのか？あるいは上限・下限を除外した残りの平均値を採用するのか等、採点集計の方法をご教示願います。	採点集計の方法は非公表です。	
4	優先交渉権者選定基準	3		第2	3	(2)	②	総合審査	別表(13)の地元経済への貢献について、①、②ともに地元の貢献は、契約及び数量の大・小にかかわらず評価されるという理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
5	優先交渉権者選定基準	4		第2	3	(2)	③	総合審査	「選定委員会は、提案内容について、各応募者からのプレゼンテーションを受ける。このプレゼンテーションを受けて、選定委員会は専門的見地から評価を行う」とあり、さらに「あくまで提案内容の補足説明を行う目的で実施するものである」とありますが、提案審査を「表1内容評価の採点基準」を基に採点した後、プレゼンテーションの補足説明により評価の見直しが生じ採点の見直しがある場合も想定されますでしょうか？	プレゼンテーションの補足説明の後に、選定委員会が評価を行います。	
6	優先交渉権者選定基準	5		第2	3	(2)	⑤	総合審査	(2)工事实績、監理技術者の業務実績において、土木（ポンプ場）と土木（推進）を別々の技術者で応募することは可能でしょうか。また、複数名応募することは可能でしょうか。	前段：可能です。 後段：様式集回答No17を参照してください。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
7	優先交渉権者選定基準	5		第2	3	(2)	⑤	総合審査	(2) 工事实績、監理技術者の業務実績において、工事着手までに複数年経過するため、同等の実績保有者であれば、優先交渉権確定後に技術者の変更は可能でしょうか。	市との協議により、市が認めた場合は可能です。	
8	優先交渉権者選定基準	5		第2	3	(2)	⑤	総合審査	(2) 工事实績、監理技術者の業務実績において、土木（ポンプ場）と土木（推進）、建築の業務実績を同一の技術者（一級土木施工管理技士、一級建築施工管理技士両資格保有）で応募することは可能でしょうか。	可能です。	
9	優先交渉権者選定基準	5		第2	3	(2)	⑤	総合審査	(2) 工事業務の監理技術者において、昨今の技術者不足により、設計・建設期間の9年の全期間に配置することに懸念があります。各担当工事の監理技術者の従事期間は、それぞれの担当工事の着工から完了まで従事と認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
10	優先交渉権者選定基準	6		別表			(1)、(2)	(1) 企業の実績 A建設担当 (2) 業務担当者の実績 A工事業務の監理技術者	企業の実績の定量評価（又は業務担当者の実績の場合も以下同様に読み替える）として「募集要項第3_4_(3)②エに示す施工実績のうち6種類（土木(ポンプ場)、土木(推進)、建築、機械、電気(受変電または自家発)、電気(監視制御)）の全ての種類の実績を2件以上有する」の理解として、別紙「提案書類記載要領及び様式集」の様式I-3-2～様式I-3-4までの実績記載事項に基づき、6種類全ての種類の実績が2件以上を評価し、その場合、企業体の構成メンバーのいずれかが6種類の各業務について実績を満たすことが確認できる案件が2件以上、さらに、各種類の施工実績は同一の物件出なくとも良いと考えてよろしいでしょうか？	評価の例を回答書別紙に示しますのでご参照ください。	
11	優先交渉権者選定基準	6		別表			(4)	将来の設備更新を考慮した配置計画に関する提案	「配置計画であり、将来の更新手順を具体的に提示している場合に優れた提案として評価する」と記載がありますが、提案検討の参考としたいため、更新基準年数やその考え方がわかる資料をご提供いただけないでしょうか。	本市の下水道事業ストックマネジメント計画に基づく、目標耐用年数を下記で設定していますので、ご参考ください。  受変電設備:30年 監視制御設備:15～23年	
12	優先交渉権者選定基準	6		別表			(5)	本市のさらなる合流改善に寄与する提案	「合流式下水道の改善」に寄与するための施設整備に係る上限額35,000千円(税込)は、本事業の提案価格の上限額9,449,382千円(税込)に上乗せできない(別の財源)ということでしょうか。	「合流式下水道の改善」のさらなる改善に寄与するための施設整備に係る上限額35,000千円(税込)は、本事業の提案価格の上限額9,449,382千円(税込)に含みます。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
13	優先交渉権者選定基準	6		別表		(8)		その他の提案	工事目的物の性能・機能の向上に寄与する提案であるとしても、「既存施設の財産処分が不要であり、国庫補助交付対象として整備可能なもの」以外は、提案したとしても評価の対象外ということでしょうか。	ご理解の通りです。	
14	優先交渉権者選定基準	5		別表				業務担当者の実績 評価方法または 評価の視点	電気設備において、受変電設備（750kVA 以上）は変圧器複数台合計の理解で宜しいでしょうか	募集要項回答No10を参照してください。	
15	優先交渉権者選定基準	5		別表				業務担当者の実績 評価方法または 評価の視点	電気設備において、「監視システム」は監視盤も含まれることでの理解で宜しいでしょうか	募集要項回答No11を参照してください。	
16	優先交渉権者選定基準	3		3	1			基礎審査	様式Ⅰ（様式Ⅰ-3、Ⅰ-4を除く）および様式Ⅱの提案内容は貴市で実施する「基礎審査」対象となっておりますが、選定委員会は内容を確認しないとの理解でよろしいでしょうか。	基礎審査は本市により実施したうえで、審査結果を選定委員会に報告します。	
17	優先交渉権者選定基準	3		3	1			総合審査	様式Ⅰ（様式Ⅰ-3、Ⅰ-4を除く）および様式Ⅱの提案内容は、「総合審査」の評価に影響を与えないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
18	優先交渉権者選定基準（案）	5						別表	別表「評価方法または評価の視点」において配点対象となっている様式は様式Ⅰ-3、Ⅰ-4、Ⅲ-1～11とありますが、様式Ⅱに関しては、要求水準以上の提案等を記載しても加点対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
19	優先交渉権者選定基準（案）	5						別表	別表「評価方法または評価の視点」(3)事業実施体制等において「※なお、本項(3)②にて提案されたリスクの内容が、(3)②以外の提案内容と重複している場合は、本項(3)②の提案内容は評価しない。」と記載がありますが、様式Ⅱ-A-2全体概要書に記載する場合は問題ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
20	優先交渉権者選定基準（案）	6						別表	別表「評価方法または評価の視点」(5)本市のさらなる合流改善に寄与する提案内容において「当該提案に関する投資額の上限は、35,000千円（国庫補助対象外（市単独費）・税込）とし、合流式下水道の改善対策は下記とする。 ①汚濁負荷量の削減（雨水を入れない・送る・貯める） ②きょう雑物の削減 上記①②の改善効果に対してそれぞれ1項目迄の提案を上限とする。」とありますが、上限投資額35,000千円は①および②の合計金額ではなく、①、②それぞれの上限投資額が35,000千円と考えてよろしいでしょうか。	上限投資額35,000千円は①および②の合計金額です。	
21	優先交渉権者選定基準（案）	6						別表	別表「評価方法または評価の視点」(5)本市のさらなる合流改善に寄与する提案内容において「当該提案に関する投資額の上限は、35,000千円（国庫補助対象外（市単独費）・税込）とし、合流式下水道の改善対策は下記とする。」と記載がありますが、本項目が評価されれば、別途設計変更で金額が追加されるものという理解で宜しいでしょうか。	回答No12を参照してください。	
23	優先交渉権者選定基準（案）	4		第2	3	(2)	③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの出席者の人数に上限（全体及び各工種）はあるでしょうか。	出席人数は12名以内とします。	
24	優先交渉権者選定基準（案）	4		第2	3	(2)	③	プレゼンテーション	プレゼンテーションの説明者（プレゼンター）及び出席者に、資格の有無は問われないとの理解で宜しいでしょうか。	代表企業と構成員の配置予定技術者とします。代表企業の配置予定技術者（監理技術者または主任技術者または管理技術者）は必ず出席してください。	
25	優先交渉権者選定基準（案）	5						【別表】審査項目	(1)企業の実績／設計担当に関する評価について、「・・・実績を2件以上有する」とありますが、 ①ポンプ場設計と推進工事設計の実績が両方とも2件以上 ②ポンプ場設計と推進工事設計の両方を含んで2件以上（例えば、ポンプ場1件+推進工事1件、ポンプ場2件+推進工事1件など） のどちらも、実績を2件以上有すると評価されるでしょうか。	左記の例であれば、①が実績2件以上有すると評価します。	

様式10-4優先交渉権者選定基準（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	章	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
26	優先交渉権者選定基準（案）	5						【別表】審査項目	(2)業務担当者の実績／設計業務の管理技術者に関する評価について、「・・・実績を有する」とありますが、ポンプ場設計と推進工事設計の両方の実績を有する必要がありますか。それとも、ポンプ場設計か推進工事設計のいずれかの実績があれば、実績を有すると評価されるでしょうか。	ポンプ場設計と推進工事設計の両方の実績を有することが必要です。	
27	優先交渉権者選定基準（案）	6						【別表】審査項目	評価対象(6)と(7)で、評価方法または評価の視点として、「募集要項等公表日において・・・稼働実績を1年以上有する技術」とありますが、当グループの構成企業が納入した施設での稼働実績でなくても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
28	優先交渉権者選定基準（案）	6						【別表】審査項目	評価対象(7)で、「③材料等 下水道事業における導入実績があり・・・」とありますが、当グループの構成企業の導入実績でなくても構わないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
29	優先交渉権者選定基準	5						別表 事業の安定性 (2)業務担当 者の実績	評価Aに対応する設計業務の管理技術者の業務実績について、「募集要項第3_4_(3)①ウに示す（管理技術者としての）実績を有する」との記載がありますが、設計業務実績はポンプ場実施設計と中大口径推進実施設計の2つを求めています。 評価の対象は、①上記2つの実績を有した者、②どちらか一方の実績を有した者、どちらの認識が正しいかご教示いただきたい。	回答No26を参照してください。	
30	優先交渉権者選定基準	5						別表 事業の安定性 (2)業務担当 者の実績	各評価に対応する設計業務の業務実績は管理技術者のみに求められているため、照査技術者及び担当技術者の実績の有無は評価対象外という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。	
31	優先交渉権者選定基準	5		別表			(2)	設計業務の管理 技術者の実績	管理技術者に求められる実績として「募集要項第3_4(3)①ウに示す(管理技術者としての)実績」とありますが、引用元の募集要項にはポンプ場の実績と中大口径推進(管渠)の実績の2項目が明記されています。AからCの設計業務の管理技術者の業務実績は、全て同じ記載ですが、AからCともに両方の実績がある場合のみ加点対象となるのでしょうか。	回答No26を参照してください。 なお、Aは管理技術者としての実績が必要となりますが、BとCは管理技術者に限っていませんので技術担当者や照査技術者としての実績も含まれます。	
32	優先交渉権者選定基準	6		別表			(7)③	省エネルギー・ 省資源に関する 提案③材料等	③材料等について、建設工事の施工方法による工夫、建設副産物の再資源化による利用等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。但し、要求水準を上回る内容である必要があります。	



様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	様式集		I-4-2 別添 1		各業務実施体制と業務担当者の実績	建設業務の実施体制に記載する現場代理人、各工種の主任技術者又は監理技術者の資格及び実績について、設計機器製作期間と現場施工期間で変更する計画である場合は、両期間ともに従事する技術者全てを記載する必要があるという理解で宜しいでしょうか？ また、その場合、評価対象となるのは現場施工期間の現場代理人と主任技術者又は監理技術者との理解で宜しいでしょうか。それとも、機器製作、現場施工の両期間ともに実績が必要という理解でしょうか。	前段:ご理解の通りです。 後段:評価対象となるのは現場施工期間の監理技術者です。	
2	様式集		各様式		各様式全般	各様式においてA4版：○枚以内と記載されていますが、読みやすさを考慮しA4版：2枚をA3版：1枚と換算し、任意の様式をA3版で作成することは可能でしょうか。（例：A4版4枚以内⇒A3版2枚以内として作成、A4版2枚をA3版1枚に換算）	可能です。	
3	様式集		II-A-2		補足様式	「提案に際しての各種検討資料、提案設備に関する実績、カタログ等、提案内容を補足する資料がある場合にはその旨明記し、添付資料編として(様式II-A-3)に示す添付資料をつけ別冊(A4版ファイル綴じ)で提出してください。」と記載がありますが、この添付資料においては枚数制限は無しと考えてよろしいでしょうか。	お考えの通りです。	
4	様式集		II		様式II 全般	様式IIにおける特定の様式において記載要領として『○ 技術提案におけるポイントや特色についても合わせて記述してください。 ○ 本様式は、応募者による技術提案の骨子や主旨、本事業での民間事業者独自の技術力やノウハウ、創意工夫等の発揮や提案全体のバランス等を把握するための資料として用いるため、簡潔にまとめ、わかりやすく記述してください。』と記載がありますが、基礎審査における要求水準を満たしているか否かの判断基準を逸脱した内容であると読み取れます。様式IIにおいては要求水準を満たすか否かのみを記載する形でよろしいでしょうか。	本事業はDesignBulid方式であるため、要求水準を満足するために民間事業者側に提案や創意工夫を求める箇所がございます（たとえば要求水準書4.2などの施設計画や施工計画に関するものなど）。そのため、応募者による技術提案の骨子や主旨、本事業での民間事業者独自の技術力やノウハウ、創意工夫等の発揮や提案全体のバランス等を把握するための資料として用いるため、簡潔にまとめ、わかりやすく記述していただくことは、基礎審査における判断基準を逸脱した内容とは考えていません。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答	公募書類修正
5			Ⅲ			様式Ⅲ 全般	様式Ⅲの特定の様式における提案内容は様式Ⅱの内容と重複する可能性が高いように読み取れます。 例えば、様式Ⅲ-4「機械設備・電気設備の信頼性・操作性向上に寄与する提案」と様式Ⅱ-2-6「ポンプ場機械設備」、様式Ⅱ-2-8「ポンプ場電気設備の」においては提案様式に記載する内容の一部が重複する可能性が高いように読み取れます。 上記のような記載する提案内容が重複する可能性が高い様式Ⅲにおいては、民間ノウハウを活かした要求水準を超える内容のみを記載すればよろしいでしょうか。	様式Ⅲに示す内容に従ってご記載ください。	
6	提案書類記載要領及び様式集	1	第2	1	④	使用する文字	使用する文字のフォントは任意で宜しいでしょうか。	任意で構いません。	
7	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		表3.1 ②施設計画図面集	施設計画図面集の表紙は必要でしょうか。 必要な場合、様式Ⅰ-1を修正して流用すれば宜しいでしょうか。	表紙は付けてください。様式は任意としますが、様式Ⅰ-1を修正して流用でも構いません。	
8	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		表3.1 ②施設計画図面集	施設計画図面集の図面目録（目次リスト）は必要でしょうか。 必要な場合、様式は任意で宜しいでしょうか。	図面目録は付けてください。様式は任意で構いません。	
9	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		製本	A4版は両面印刷、A3版は片面印刷でA4版折込み、で宜しいでしょうか。	左記の通りで構いません。	
10	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		表3.2 ②施設計画図面集	共同企業体名の記入箇所について、 ・他の様式と同様に各図面の左上に記入欄を設ける ・図面タイトルに共同企業体名の記入欄を設けるのどちらでも宜しいでしょうか。	左記のどちらでも構いません。	
11	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		表3.2 ③添付資料	共同企業体名の記入箇所について、添付資料の各頁の左上に記入欄を設けることで宜しいでしょうか。	左記の通りで構いません。	
12	提案書類記載要領及び様式集	2	第2	3		表3.2 ④見積書	共同企業体名の記入について、様式Ⅳ-2-3-1（別添）、Ⅳ-2-4-1（別添）、Ⅳ-2-5-1～8（別添）、Ⅳ-2-6-1～3（別添）、Ⅳ-2-7-1～3（別添）、Ⅳ-2-8-1～3（別添）には共同企業体名の記入欄がありませんが、これらの様式には記入は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答	公募書類修正
13	提案書類記載要領及び様式集	6	第2	4	(4)	施設計画図面集	図面に記載する縮尺は、A1サイズでの縮尺を記載することで宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
14	提案書類記載要領及び様式集		I-4-1		(2)	設計業務担当者の実績	「設計実績（2件以内）」とありますが、ポンプ場設計と推進工事設計の実績についてそれぞれ最大2件まで、との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。	
15	提案書類記載要領及び様式集		I-4-1		(4)	設計業務担当者の実績	優先交渉権者選定基準（案）p5【別表】審査基準(2)業務担当者の実績/設計業務の管理技術者に関する評価について、技術者を複数候補あげた場合は、複数の技術者の業務実績をもって（業務実績の合計で）評価を行うのでしょうか。	設計業務の管理技術者を複数候補あげる場合を想定していません。	
16	提案書類記載要領及び様式集		I-4-1		(4)	設計業務担当者の実績	例えば設計業務の管理技術者候補を2名（候補1、2）あげた場合、優先交渉権者選定基準（案）p5【別表】評価基準(2)業務担当者の実績の評価において、 ①候補1、2の両者ともポンプ場設計と推進工事設計の実績がある場合 ②候補1がポンプ場設計と推進工事設計の両方の実績があり、候補2がいずれの実績もない或いは一方の実績しかない場合 ③候補1がポンプ場設計の実績のみを有し、候補2が推進工事設計の実績のみを有する場合 ①②③のいずれでも、実績を有すると認められるでしょうか。	回答No.15を参照してください。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答	公募書類修正
17	提案書類記載要領及び様式集		I-4-2	(6)		建設業務担当者の実績	優先交渉権者選定基準（案）p5【別表】審査基準(2)業務担当者の実績／工事業務の監理技術者に関する評価について、技術者を複数候補あげた場合は、複数の技術者の業務実績をもって（業務実績の合計で）評価を行うのでしょうか。	各工種において、複数の技術者を配置できる場合は、下記とします。 ①土木工事の推進工事期間1名とポンプ場工事期間1名 ②機械工事の製作期間1名と施工期間1名 ③電気工事の製作期間1名と施工期間1名  ①の場合の評価は、土木工事（推進）に配置される監理技術者が土木（推進）の実績があり、土木工事（ポンプ場）に配置される監理技術者が土木（ポンプ場）の実績があることが確認できた場合、土木（ポンプ場）と土木（推進）の2種類の実績を有していると評価します。 ②③の場合の評価は回答No1を参照してください。 また、評価の例を回答書別紙に示しますのでご参照ください。	
18	提案書類記載要領及び様式集		I-4-2	(6)		建設業務担当者の実績	例えば土木の監理技術者候補を2名（候補1、2）あげた場合、優先交渉権者選定基準（案）p5【別表】評価基準(2)業務担当者の実績の評価において、 ①候補1、2の両者とも監理技術者として土木（ポンプ場）と土木（推進）の実績がある場合 ②候補1が監理技術者として土木（ポンプ場）と土木（推進）の両方の実績があり、候補2が監理技術者としていずれの実績もない或いは一方の実績しかない場合 ③候補1が監理技術者として土木（ポンプ場）の実績のみを有し、候補2が監理技術者として土木（推進）の実績のみを有する場合 ①②③のいずれでも、実績を有すると認められるのでしょうか。	回答No.17を参照してください。	

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目		項目名	質問事項	回答	公募書類修正
19	提案書類記載要領及び様式集		Ⅱ-2-1		(3)	合流改善計画への対応計画	「(3)なお、添付資料中に提案に係る根拠が明記されている場合には、本提案書本文【の】該当箇所（資料番号、資料名称、ページ等）を記載して下さい」は、「・・・本提案書本文【に（添付資料の）】該当箇所（資料番号、資料名称、ページ等）を記載・・・」との理解で宜しいでしょうか。 (他の様式にも同様の記載があります)	ご理解の通りです。	
20	提案書類記載要領及び様式集		Ⅱ-2-2		(1) ④	流入管路 施設計画	「改築時の施工性の向上に関する提案」の改築時とは、本事業の（今回の）改築時における施工性向上の提案ということでしょうか。それとも、将来の（次回の）改築時の施工性向上に繋がる提案ということでしょうか。 (様式Ⅱ-2-3ポンプ場 土木施設、様式Ⅱ-2-16放流渠 管路施設、様式Ⅱ-2-18汚水圧送管も同様)	将来の（次回の）改築時の施工性向上に繋がる提案です。	
21	提案書類記載要領及び様式集		Ⅱ-2-8		(1)	ポンプ場 電気設備	「・・・建築付帯設備等の電気設備について、・・・記述して下さい」とありますが、様式Ⅱ-2-4（ポンプ場 建築設備）の(6)にも建築電気設備について記述する項目があります。 両様式に記述することで宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。	
22	提案書類記載要領及び様式集		Ⅱ-2-8		(3)	ポンプ場 電気設備	様式本文にはリストを作成する主要設備として建築付帯設備が記載されていませんが、様式Ⅱ-2-15には建築付帯設備の主要設備リストがあります。 建築付帯設備の主要設備リストの作成が必要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解の通りです。 様式Ⅱ-2-8に⑦建築付帯設備を追記します。	様式Ⅱ-2-8に⑦建築付帯設備を追記 様式Ⅱ-2-15の項目欄を修正
23	提案書類記載要領及び様式集		Ⅱ-3		(2)	施工計画	守口処理場を含む全体配置図（CADデータ）の提供をお願いします。	要求水準書回答No.115を参照してください。	
24	提案書類記載要領及び様式集		Ⅲ-3			配布資料	「配布資料」とは、募集要項（案）p10に記載の「参考資料」のことでしょうか。 (様式Ⅲ-7にも配布資料の記載あり)	ご理解の通りです。	
25	提案書類記載要領及び様式集		Ⅳ-2-3 (別添)			3. 建設工事費 1) 機械設備工事費内訳	枠外の2つ目の※に「合流改善施設（様式Ⅲ-2に関するもの）」とありますが、様式Ⅱ-2-1との理解で宜しいでしょうか。 (様式Ⅳ-2-4（別添）2) 電気設備工事費内訳も同様)	「合流改善施設(様式Ⅲ-2に関するもの)」は誤記です。 「合流改善施設(様式Ⅲ-3に関するもの)」が正となります。	様式Ⅳ-2-3 様式Ⅳ-2-4

様式10-5様式集（案）に関する質問への回答

No	資料名	頁	様式	項目			項目名	質問事項	回答	公募書類修正
26	提案書類記載要領及び様式集		IV-2-5 (別添)				3. 建設工事費 3) 土木工事費内訳	直接工事費の費目に合流改善施設築造工（様式Ⅲ-2関連）とありますが、様式Ⅱ-2-1との理解で宜しいでしょうか。 (様式Ⅳ-2-5-8（別添）、様式Ⅳ-2-6（別添）、様式Ⅳ-2-6-3（別添）、様式Ⅳ-2-7（別添）、様式Ⅳ-2-7-3（別添）、様式Ⅳ-2-8（別添）、様式Ⅳ-2-8-3（別添）も同様)	「合流改善施設築造工(様式Ⅲ-2関連)」は誤記です。 「合流改善施設築造工(様式Ⅲ-3関連)」が正となります。	様式Ⅳ-2-5(別添) 様式Ⅳ-2-5-8(別添) 様式Ⅳ-2-6(別添) 様式Ⅳ-2-6-3(別添) 様式Ⅳ-2-7(別添) 様式Ⅳ-2-7-3(別添) 様式Ⅳ-2-8(別添) 様式Ⅳ-2-8-3(別添)
28	様式集		I-4-1				各業務実施体制と業務担当者の実績	記載要領には「同種・類似後有無の実績（平成20年度以降の実績で最大2件まで）」との記載がありますが、設計業務実績はポンプ場実施設計と中大口径推進実施設計の2つを求めており、同種及び類似の分類がございません。 同種及び類似それぞれの定義をご教示いただきたい。	11月6日回答済の様式集の回答No.27をご参照ください。	
29	様式集	5	第2	4	(2)	②	表 4.4 Ⅱ-2-15 電気・計装設備 計画 建築付帯 設備 主要設備 リスト	建築機械設備、建築電気設備とも様式Ⅱ-2-15に記載するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
1	設計・工事請負契約書（案）	2	3	2			請負代金内訳書及び工程表	工程表は発注者及び受注者を拘束するものではないとのことですが、他方、第3条の「請負代金内訳書」、第4条の2の「工事費内訳書」についても、発注者及び受注者を拘束するものではないと理解してよろしいでしょうか。	第3条第2項に規定する拘束するものではないものの対象は工程表のみです。	
2	設計・工事請負契約書（案）	3	4の2	1			実施設計	「本施設」とありますが、この契約書においては定義がありません。「本施設」とは、本契約にいう「工事目的物」を指すものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、建替後の「守口処理場沈砂池ポンプ棟」を指すものでしょうか。	本施設は、工事目的物(本事業の撤去対象も含む)を指します。但し、第30条の2試運転の対象は、撤去対象は含みません。	契約書:第4条の2、第8条のうち“本施設”を“工事目的物”に修正。第30条の2の“本施設”を“工事目的物(撤去工事業務対象の既存施設を除く)”に修正。
3	設計・工事請負契約書（案）	3	5	2			権利義務の譲渡	「工事仮設物」とありますが、本契約の他の条項の記載では「仮設物」とあります。両者は同一のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
4	設計・工事請負契約書（案）	4	5の2				著作権の譲渡等	「著作権等」を「発注者に譲渡する」とありますが、これは必須のものでしょうか。設計業務委託契約においては、受託者（著作者）に著作権を残したうえで、委託者に利用権を設定する場合がありますが、このような内容に変更させていただくことは可能でしょうか。	著作権は発注者に譲渡としませず。有償譲渡とした場合においても本事業の契約金額に含みます。	
5	設計・工事請負契約書（案）	6	9の3	1			照査技術者	「設計図書」とありますが、こちらは、「実施設計図書」または「募集要項等」の誤記ではないでしょうか。	「設計図書」は「募集要項等」に修正します。	契約書：第9条の3を修正
6	設計・工事請負契約書（案）	8	13	2			工事材料の品質及び検査等	募集要項等又は設計成果物において検査の指定がない工事材料等について、発注者の要望により検査を行う場合、その費用は発注者の負担となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。	
7	設計・工事請負契約書（案）	10	17	3			募集要項不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	監督職員が募集要項等に適合しないと認める相当な理由がある場合に破壊検査を行った結果、募集要項等への不適合が確認されなかったとき、当該検査及び復旧に要する費用は発注者が負担し、また、必要な工期の延長が認められるという理解でよろしいでしょうか。	第17条第4項に記載の通りです。	
8	設計・工事請負契約書（案）	11	20	1			業務中止	新設ポンプ場を構築する上で既設汚泥処理棟や、焼却施設等の施設や仮設物が支障になると思われま。詳細設計等の進捗が早期に完了し施工ができると仮定した際、先行工事の引き渡しが不可能であれば工事中止を通知して頂けると理解してよろしいでしょうか。	実施方針の回答No3を参照してください。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
9	設計・工事請負契約書（案）	11	20	1			業務の中止	「天災等」の定義の中に、感染症の流行が明示的には含まれていませんが、昨今の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のような感染症の流行は「天災等」に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。	含まれないものとします。但し、国からの感染症対策のための対応要請等の通知等があった場合は、適切な措置を検討します。	
10	設計・工事請負契約書（案）	12	25	1			賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	「賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することが出来る」とありますが、水準の変動を判断する方法（用いる指標等）については、請求側が任意に設定できるということでしょうか？もし貴市ご想定指標があればご教示ください。	公共工事設計労務単価や物価資料等を想定しています。	
11	設計・工事請負契約書（案）	12	25	1			賃金又は物価変動について	契約締結後、12カ月の期間は基本及び詳細設計に時間を費やすと考えますが、設計期間も含めて賃金及び物価水準の変動による契約変更の請求の対象と認められるのでしょうか。	お見込みの通りです。	
12	設計・工事請負契約書（案）	12	25	1			賃金又は物価変動について	昨今の物価高騰等により、履行期間内で契約金額の大幅な差異が生じる可能性もあるかと存じます。第25条1項の『この契約締結の日から12月を経過した後に』という記載を『本事業の提案価格の上限額を定めた令和〇年〇月以降に』に見直しをお願いいたします。	募集要項への回答No16を参照してください。	
13	設計・工事請負契約書（案）	15	30の2	1			試運転業務	各種試運転業務（試運転、維持管理マニュアル整備、点検方法の習熟訓練、技術指導）の具体的な実施予定時期についてご教示いただけないでしょうか。（実施方針案2頁では、維持管理運営に関する技術指導は、新設ポンプ棟の供用開始前の市の指定期日迄に行うとあります。）	要求水準への回答No58を参照してください。	
14	設計・工事請負契約書（案）	15	31	1			工事目的物の検査及び引渡し	工事目的物の引渡しは、試運転業務の完了・未了に左右されないものと理解してよろしいでしょうか。	第31条第1項は工事完成時における受注者から発注者への通知義務を規定したものです。なお、工事完了時における受注者から発注者への通知を行うまでに試運転業務を完了しておく必要があります。	
15	設計・工事請負契約書（案）	16	33	1			部分使用	（仮に、試運転業務が工事目的物の引渡し前に実施される場合）試運転業務は、この部分使用に含まれるものと理解してよいでしょうか。	試運転業務は受注者の業務のため、部分使用には含まれません。	



様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
16	設計・工事請負契約書（案）	17	37	1			部分払い	工事現場に搬入済の工事材料および製造工場棟にある工場製品と記載されていますが、現場に搬入されず購入済の仮設物の鋼材（H型鋼等）や鉄筋等は請求の対象として認められるのでしょうか。	認められません。	
17	設計・工事請負契約書（案）	18	39	1			継続費に係る契約の特則	「継続費に係る契約」がどのようなものであるのか具体的な定義がないため確認させていただきたいのですが、「設計業務及び請負工事が複数年度にわたり履行されるため、契約金額の支払いも複数年度にまたがって行われる契約」という趣旨のものとして理解して良いのでしょうか。	ご理解の通りです。	
18	設計・工事請負契約書（案）	18	39	1			継続費に係る契約の特則	「契約書の支払限度額等欄」に関連する、契約書の「債務負担行為等に係る契約の特則に係る事項」の「債務負担行為等」は「継続費」の誤記と思われます。	債務負担行為等は債務負担行為と継続費を含めた表現を意味しています。	
19	設計・工事請負契約書（案）	別記	3	3			個人情報取扱特記事項	特記事項中、「特記仕様書」「本特記事項」とありますが、これはいずれも「個人情報取扱特記事項」を指すものと理解してよろしいのでしょうか。また、「本委託業務」とありますが、これは、契約書中の「本業務」を指すものと理解してよろしいのでしょうか。	前段:ご理解の通りです。 後段:ご理解の通りです。	
20	設計・工事請負契約書（案）						受注者の記載と押印について	本事業では共同企業体を結成予定であり、参加資格確認申請時には、共同企業体協定書を提出予定です。契約書表紙には、共同企業体協定書に記載した代表企業、全ての構成企業の記載と代表社印押印が必要になると考えますので、記載できるように表紙の変更をお願い致します。	共同企業体の代表企業と全ての構成企業の記載が可能となるよう、契約締結時に追記します。	
21	設計・工事請負契約書（案）						支払限度額および出来高予定額について	各年度の支払限度額および出来高予定額は応募者の提案金額に基づき設定される理解で良いのでしょうか。また、市における各年度の限度額が設定される場合は、ご教示をお願いします。	令和6年度の予算確定後に各年度の支払限度額と出来高予定額を提示します。	
22	設計・工事請負契約書（案）	12	25	1			賃金、物価水準の変動による契約金額の変更について	公募開始（令和5年9月29日）から契約締結見込日（令和6年6月中旬）まで9カ月以上の長期間であること及び昨今の急激な物価変動を鑑みると物価変動が適切に反映されない可能性があるため、25条1項の「この契約の日から12月を経過した後に」という条件（記載）の見直しをお願いします。 修正案：「本事業の提案価格の上限額を定めた日（令和〇年〇月）以降に」	募集要項への回答No16を参照してください。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
23	設計・工事請負契約書(案)	12	25	【別紙1】			スライド協議における変更前契約金額の積算基準日について	第25条に基づき契約金額の変更の協議を行う場合、「基準日は請求日を基本とする。」と記載がありますが、一方で変更前契約金額の基準となる積算基準年月についての提示がありませんので、提示をお願いします。 なお、公募開始から契約締結まで長期間であることと昨今の急激な物価変動が適切に積算価格に反映されることを考慮し、変更前契約金額の積算基準年月については提案価格の上限額を定めた年月とすることを希望します。	募集要項への回答No16を参照してください。	
24	設計・工事請負契約書(案)	3	第4条の2	8			実施設計	本条第2項における「承諾」とは別に本項において「了解」という用語が使用されていますが、効力としては承諾をしたと同視して宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。	
25	設計・工事請負契約書(案)	4	第5条の2	1			著作権の譲渡等	本条に定める譲渡対象となる著作権は設計成果物又は本件建築物を作る際に新たに生じたものであり、契約締結前から受注者にてすでに所有しているものを除くという認識で宜しいでしょうか。第5条の3においてあらためて受注者側の許諾を求めていることからすべての著作権を譲渡することを想定していませんと理解しています。	受注者が契約締結前に保有していた著作物の著作権は除かれます。	
26	設計・工事請負契約書(案)	6,7	第9条の3	2			照査技術者	本項では照査技術者は管理技術者を兼務することができない旨の規定となっていますが、逆に照査技術者が休職、退職等によりすぐに代替の技術者をあてがうことができない場合、工期が遅延しないよう発注者と協議のうえ一定期間管理技術者が照査技術者を兼務することは可能でしょうか。	兼務することはできません。	
27	設計・工事請負契約書(案)	7	10	1	(2)		主任技術者又は管理技術者	「建設業法第26条第3項本文に該当する場合は専任の主任技術者又は専任の監理技術者とする」と記載がありますが、主任技術者又は監理技術者の専任の配置期間は、該当する工種の工事が実際に現場で実施される期間のみと考えてよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。	
28	設計・工事請負契約書(案)	8	第13条	3			工事材料の品質及び検査等	監督職員に検査を求めてから本項に規定した日数までに検査がなされなかった場合、工事材料の合否についてはどのように判断すればよいでしょうか。	本項に規定する期日までに市が検査を行うことを前提としています。	
29	設計・工事請負契約書(案)	10	第18条	4	(2), (3)		条件変更等	(2)「発注者が行う」は「発注者と受注者とが協議して発注者が行う」ではないでしょうか？また、(3)「発注者と受注者とが協議して発注者が行う」は「発注者が行う」ではないでしょうか？	原文のままとします。	

様式10-6設計・工事請負契約書（案）に関する質問への回答

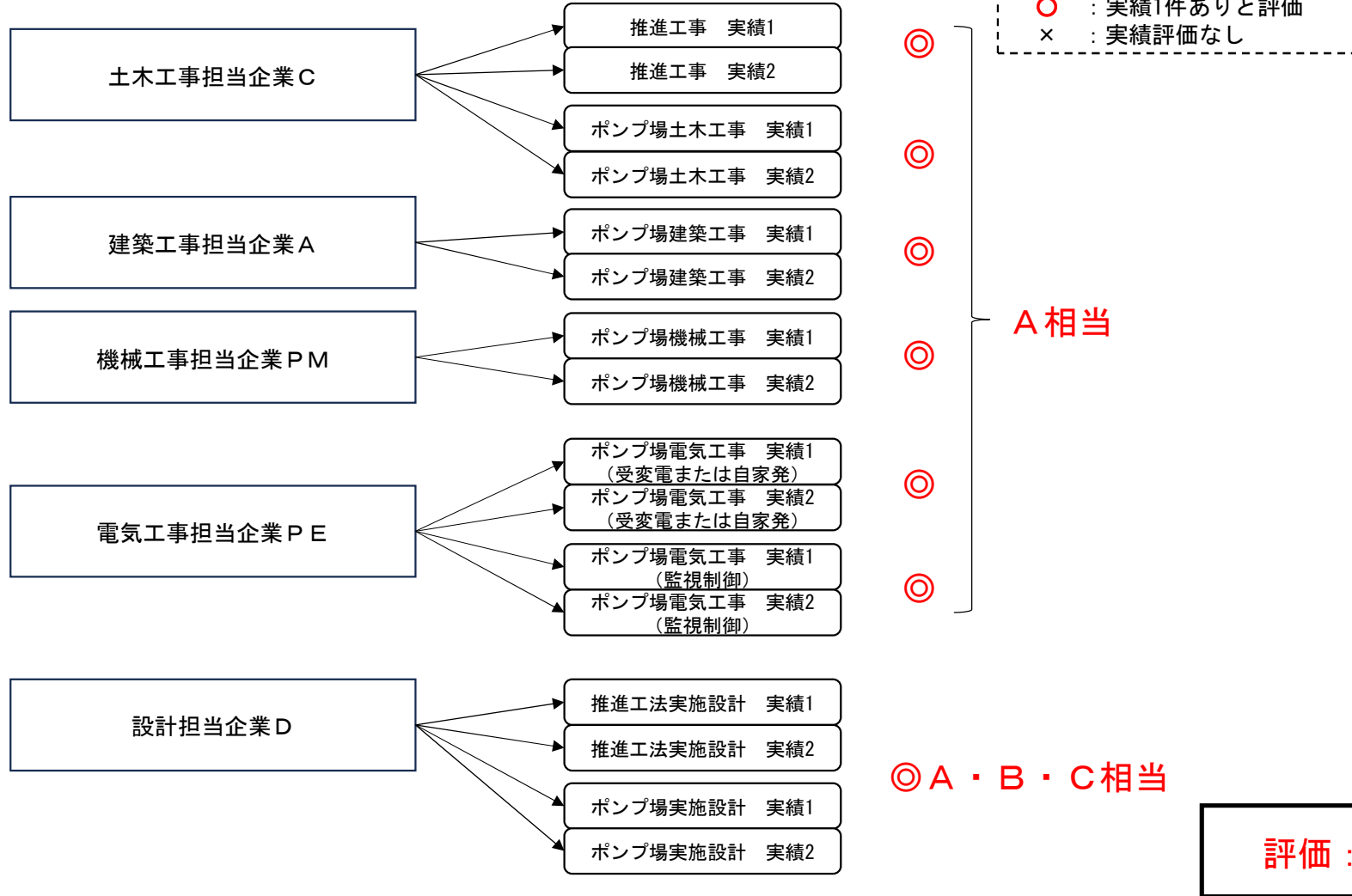
	資料名	頁	条	項	号	目	項目名	質問事項	回答	公募書類修正
30	設計・工事請負契約書(案)	12	25				賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更	提案書提出期限（R6年4月）は公募開始から半年先になります。また、本事業予算をご検討された時期からは、さらに長い期間が経過します。昨今の物価変動は急激であることから、提案価格の上限額を設定された時期から提案書提出や契約締結までの物価上昇についても、物価変動の反映を御考慮いただくことを希望いたします。	募集要項回答No37を参照してください。	
31	設計・工事請負契約書(案)	14	第30条	1			契約金額の変更 に代える募集要項等の変更	契約に基づく増額すべき特別な理由とは、物価変動、工期の延長などが認められた場合のことという認識で宜しいでしょうか。	本項における特別な理由とは、増額すべき場合または費用を負担すべき場合において、これらを実施することができない場合の理由を指します。	
32	設計・工事請負契約書(案)	21	第43条の2	5			契約不適合責任期間	本条第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（契約不適合責任期間）内になされた請求以外の事項について、消滅時効の範囲で請求できるとすると契約不適合責任期間を合意し、発注者と受注者の間の権利関係の安定のために一定の責任制限を定めた意味合いが失われるように考えられますが、本項を定めるうえでの考え方を示してください。	国土交通省の公共工事標準請負契約約款に準用しています。	
33	設計・工事請負契約書(案)	4	6				一括委任又は一括下請けの禁止	「守口市土木設計業務等委託契約書」「守口市建築設計業務委託契約書及び守口市工事監理業務委託契約書」には、前者が第8条、後者が第11条に「一括再委託等の禁止及び誓約書の提出」があります。当該事業の設計・工事請負契約書（案）には、設計業務の再委託に係る条項がありませんが、第6条の一括委任又は一括下請けの禁止を再委託に読み替えて適用するという理解でよろしいでしょうか。	第6条の一括委任には、一括再委託も含まれています。	

募集要項等に関する質問に対する回答  
別紙  
令和5年11月8日

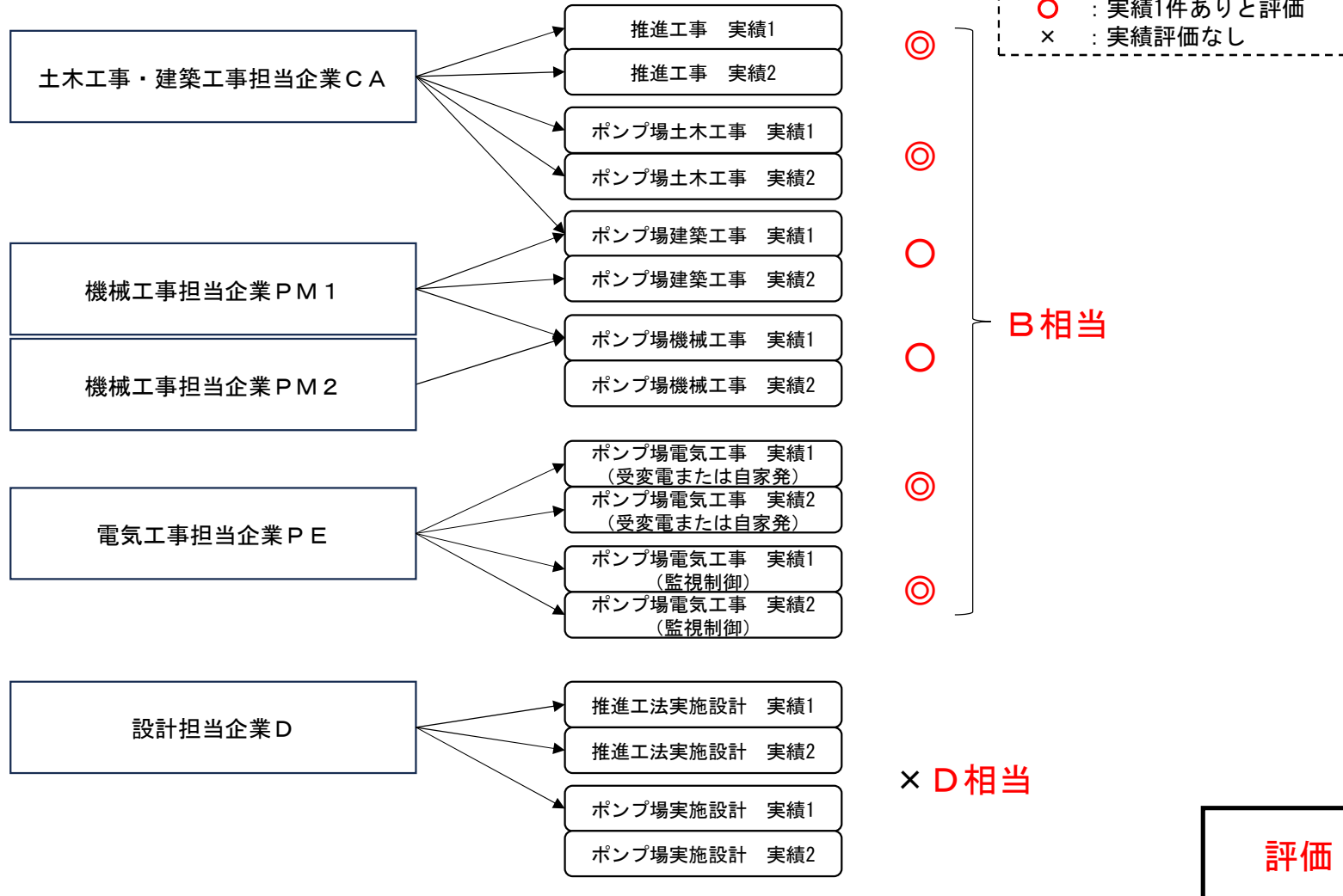
優先交渉権者選定基準（案）

事業の安定性

（1）企業の実績評価例 1



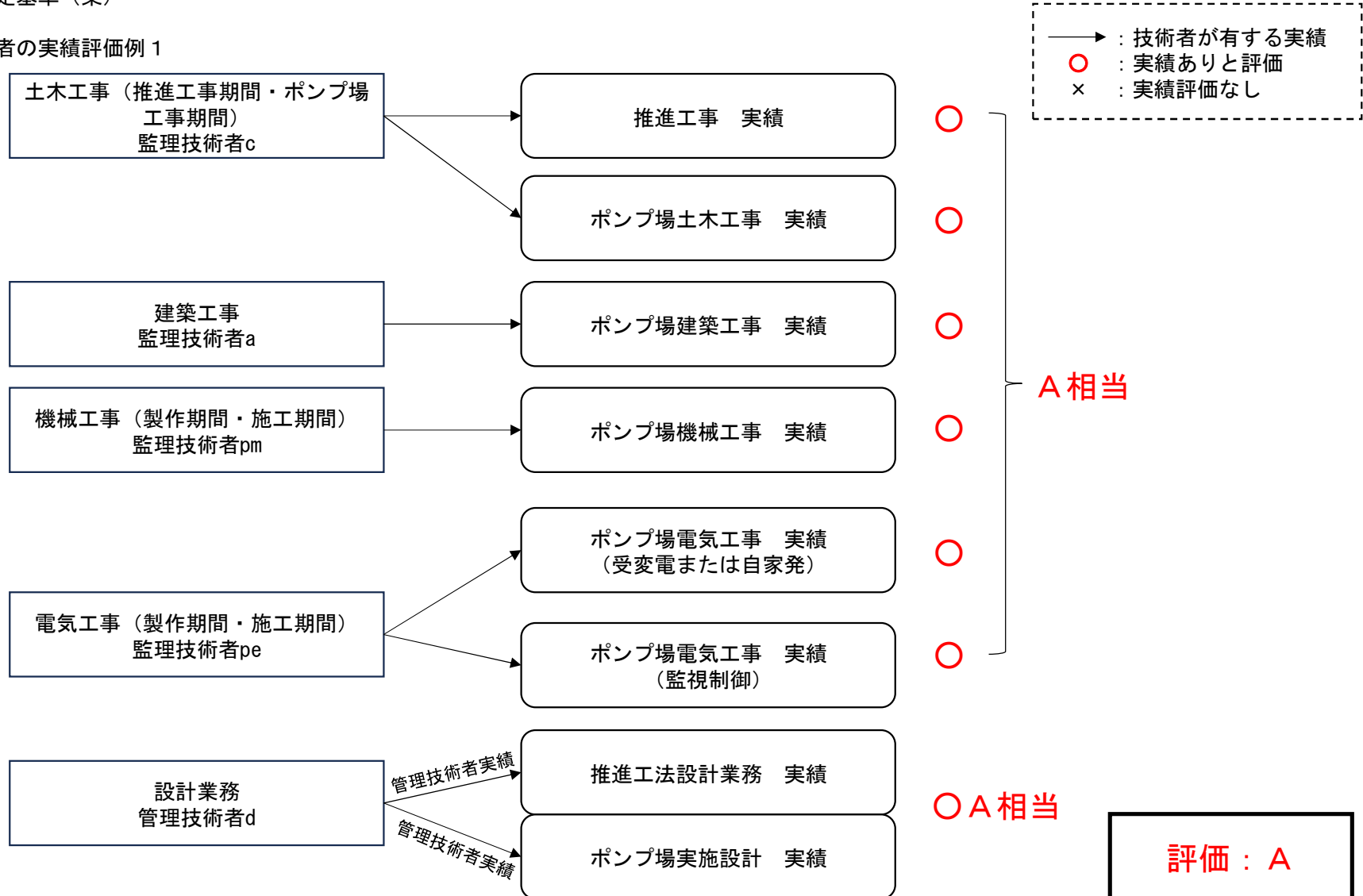
優先交渉権者選定基準（案）  
 事業の安定性  
 （1）企業の実績評価例 2



優先交渉権者選定基準（案）

事業の安定性

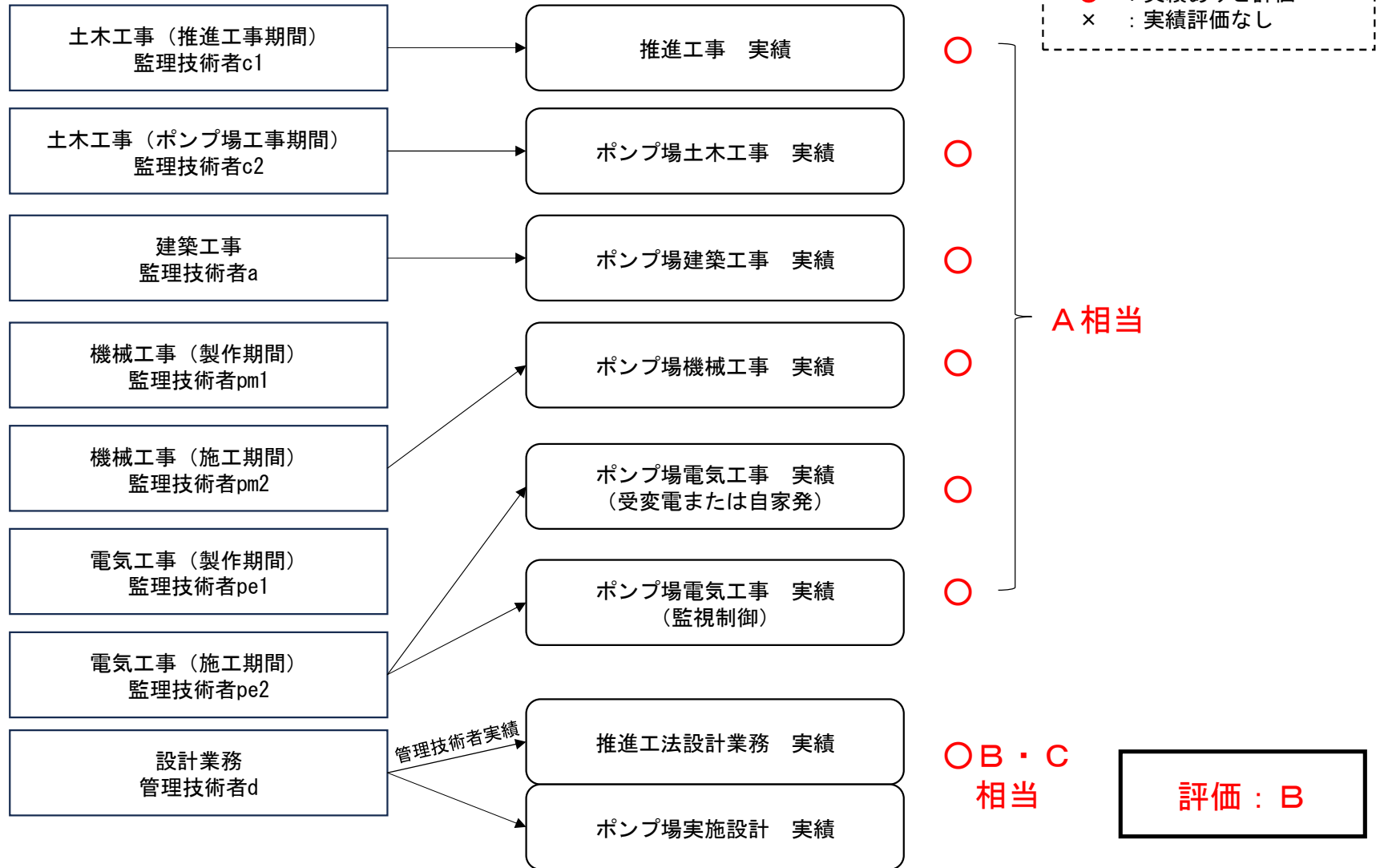
(2) 業務担当者の実績評価例 1



優先交渉権者選定基準（案）

事業の安定性

(2) 業務担当者の実績評価例 2





優先交渉権者選定基準（案）

事業の安定性

(2) 業務担当者の実績評価例 3

